

Q&A

(カテゴリー)

#002 動物実験に関わる基本事項について・・・ルールとガイドラインと体制の整備

(質問)

#000005

問 13. 小規模施設で動物実験委員会の設置が困難な場合はどのようにすればよいのでしょうか？

(回答)

動物実験委員会は文科省、厚労省および農水省の各基本指針で、動物実験を実施する機関の長が設置することが義務づけられています。またその構成員は①動物実験等に関して優れた識見を有する者、②実験動物に関して優れた識見を有する者、③その他学識経験を有する者を含むことが明記されています。ですから最低 3 名で構成することになります。小規模施設でこれらの構成員を選出できない場合は、外部からそれぞれにふさわしい者を依頼することが可能です。また、動物実験委員会の任務そのものを外部の組織に委嘱することも可能です。いずれの場合も、動物実験に関する最終責任者はその機関の長が負うことになるので、機関の長は依頼する者や委嘱する委員会とはしっかりと協議し、その任務や責任について明確にしておくことが肝要です。